

IGF コードの修正及び統一解釈等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編
鋼船規則検査要領 B 編及び GF 編
高速船規則検査要領

改正事項

IGF コードの修正及び統一解釈等に関する事項

改正理由

IMO は、船用燃料としてガス燃料を採用する船舶の安全確保のため、その要件を定めた IGF コードを制定しており、本会は既に同コードを本会規則に取り入れている。

一方、IACS は、IGF コードに規定される火災安全設備、防爆及び監視装置に関する要件について、運用上の不明確な点を検討し、IACS 統一解釈 GF13、GF14 及び GF15 として 2018 年 7 月に採択した。その後、これらの統一解釈が 2018 年 9 月に開催された IMO 第 5 回貨物運送小委員会（CCC5）において審議された結果、統一解釈 GF14 及び GF15 は一部修正の上、MSC/Circ.案が合意された。しかし、GF13 は MSC/Circ.案ではなく、IGF コードの改正案を作成することで合意された。

ただし、IACS は、GF13 の技術的内容に関しては CCC5 で合意されたことから、IGF コードの改正が適用されるまでの暫定的な措置として GF13 を維持することで合意された。

このため、IACS 統一解釈 GF13、GF14 及び GF15 に基づき、関連規定を改めた。併せて、2018 年 6 月に公表された IGF コードの修正（Corrigenda）に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ガス燃料ポンプ又は圧縮機等を収容する閉鎖場所には、ガス火災に適した適当な固定式消火装置を備える旨等規定した。
- (2) ガス燃料貯蔵ホールドスペースが危険場所又は非危険場所のいずれに該当するかを判定する基準等を規定した。
- (3) 通風量の減少時に作動する可視可聴警報について、通風装置の風量の監視装置等により当該通風量の減少が検知された際に作動するものとする必要がある旨明確にした。
- (4) その他、鋼船規則 GF 編において、表現等を改めた。

改正条項

鋼船規則 GF 編 15.10.1, 16.7.2

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3

鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1, GF12.5.2, GF15.10.1

高速船規則検査要領 2 編 1.1.3